

第27回「哲学系読書会(仮)」

■日時：2023年09月26日(火) 18:15より21:30まで

■テキスト：ジャック・デリダ『法の力』一部 副題：権威の神秘的基礎(旧版、法政大学出版)

★新装版も出ていますが、中身は同じです。

■参考文献：『デリダ 脱構築と正義』(高橋哲哉、講談社学術文庫)、本書は親本「現代思想の冒険者たち28」を文庫化したもの。

『デリダ』(林好雄・広瀬浩治、講談社)

『存在論的、郵便的』(東浩起、新潮社)

『法哲学』(平野仁彦・亀本洋。服部高宏、有斐閣)

「デリダ法哲学と宗教論における約束と新」(関根小織)

https://www.jstage.jst.go.jp/article/sprj/22/0/22_51/_article/-char/ja/

■報告者：山本(S)

■場所：北区民センター会議室第6会議室

(以下■は印は山本のコメントです。)

1. 梗概

本書のテーマは、訳者・堅田の解説より抜き書きすると

「脱構築と政治や倫理や法とはどのように結びつくのか、それとも両者は決して交わらないものか。それどころか脱構築は、政治や倫理や法のような構築物を破壊し、新たな構築のための設計図を示さない無責任な思想ではないか。デリダの脱構築が世界的に影響力を広めるにつれて、このような問いがぶつけられてきた。本書は、この問いに対するデリダの回答と言ってよい。本書でデリダは「正義」という政治的・倫理的・法的な価値と、自分の脱構築との関係をはっきりと表明する。／「脱構築は正義である」、デリダの定式は、自分の脱構築がまさしく政治的な意味をもつものであることをはっきりと宣言したものである。」(p.197)

この宣言はデリダ自身によれば

「……法／権利は本質的に脱構築可能である。法／権利が基礎づけられているから、つまり解釈し変革することの可能なさまざまなテキスト層をもとにして構築されているからという理由で……正義それ自体はというと、もしそのようなものが現実に存在するならば、法／権利の外または法／権利のあなたにあり、そのために脱構築しえない。……脱構築は正義である。」(p.33-34)

(■法／権利が本質的に脱構築可能なのは、「それが法／権利の歴史であり、可能性と必然性をもって法／権利を変革する作用であり、またときには改修する作用である」(p.34)からであると、デリダは法の在り方としては至極当たり前のこと(■近代法において改正条項は必須)を言っているように思えるが、次の正義については特有の考え方を示す。

正義は「法／権利の外または法／権利のあなたにあり」ということで、明らかに正義と法／権利を区別し、それゆえに法／権利は脱構築できても、正義それ自体は(それが現実に存在するならば)脱構築しえない。

また、「脱構築自体も(それが現実に存在するならば)脱構築しえない。」→脱構築は運動でありそれ自体として現時的に存在するものではないから、それ自体を脱構築しえない。(cf; 弁証法自体を止揚できない。)

規則に依拠しない／計算しない正義は、法／権利を脱構築することであるから、正義それ自体は脱構築できない。脱構築すること自体が正義のキモなのだから →「脱構築(することは)は正義である」と言える → 正義は決断により実行(実力行使)される。← しかし、そこには三つのアポリアがある!

■配分的正義、矯正的正義、交換正義(アリストテレス)、調和としての正義(プラトン)、富の分配的正義(立岩真也など)、権利・義務としての正義(各人に各人のものを)、形式的正義(等しき事例は等しく扱え)、手続的正義(due process of law)、公正としての正義(ロールズ)、社会的正義(平等の観点)などがある。

★以下は、(できる限り)本文に沿って／寄り添って、解説を試みます。

1. 「私には義務が(devoir)がある。つまり私はあなたがたに英語で私を送り届けねばならない(dois m'adresser)」。(p.5)

(■直訳としては「英語で話さなければならない」だが、*addresser*には「話す」以外に「送る」や「差し向ける」という意味がある。他動詞用法。

デリダは *addresser* に重きを置き強調点を付けている。この背景にはく不達の不安＝当てにならない郵便 → テクストの決定不可能性>があるかもしれないが、1部後半に出てくる「固有語」の問題と通底しているだろう。)(■東浩起「オブジェクトレベルとメタレベルのあいだの決定不可能性によりテキストの最終的審級を無効化するという戦略は、脱構築の半分でしかない(前期デリダ的構築は、柄谷によればゲーデル問題に等しい)。

2. 講演テーマ「脱構築と正義の可能性(La deconstructin et possibilite de la justice)

脱構築<と>正義を並列する接続詞<et>は、「同一のカテゴリーのものではない語と語、概念と概念、そしてたぶん事物と事物、とを結合する。このような接続詞は[……]秩序、分類法、クラス分けの論理学にあえて挑戦する。」(p.5) (■並列による攪乱か?)

3. 講演のタイトル自体が嫌疑の形式をとる一つの問いを示唆する。

「すなわち脱構築は、正義が可能であることに保証を与えてくれるのか、[……]脱構築は正義を可能ならしめるのか、あるいは正義や正義が可能であるためのさまざまな条件に関する筋の通った言説を可能ならしめるか。」(p.6)

この問いに対してウィとノンの両極の答えがあるが、それは「法／権利と正義に意味が両義的であるために、互いの意味が他方に滑り込む場面がいろいろでてくる」からだ。

「法／権利と正義とを両義性の残らないように区別するための規則、規範、あるいは確固とした基準がない」ということから、まさしく問題となるのは、

①この規範、規則／基準の概念(基準になるものもそうでないものも)

②判断にお墨付きを与えるもの、判断が自分を権威づけるために拠り所にするものについて判断せねばならない。(p.7)

(■「判断」とは? その根拠を問う!)

4. このタイトルは、実質的には暴力的、論戦を挑むもの、糺問するものだろう。(p. 7-8)

「何らかの拷問道具、すなわち何よりも正義にかなっているとは言いがたい尋問の仕方がそこにはあるのではないかと人は怯えるかも知れない。」← (■「ウィかノンか」の二者択一で迫る問い方がこのタイトルの背景にはあるが、それは「手段としての正義」にかなっていない。)

5. デリダが英語で話すことの義務と正当性について(p. 8-11)

5-1.「ねばならない」はどう翻訳するか? *I must / I should / I have to* か。そうすることは、私の責務(*obligation*)または条件になっている。→ この責務／条件は私には左右できない状況においてはある種の象徴的権力／掟によって課せられる。ある種のポレモス(戦争、論争)はすでに言語の修得にかかわりをもっている。→ 最低限私が自分の言うことを理解させたいのならば、私はあなたがたの言語で話す必要がある → 私はそうせねばならない → 私はそうすべきである。(■義務から当為へ。以下、当為の根拠について以下デリダは述べる。デリダは日本の講演では仏語だったが!)

5-2.私があなたがたの言語で述べる事柄は、それを使わないで述べるよりも正当であろう。→ そう判断され、正当な仕方では評価されるだろう ← この場合の正当(ジュスト)とは当を得ること(ジュステス)を意味する → 当を得ることとは、現にあるものと述べられたこと／思考されるものとが適合すること、述べられたものと理解されるものが適合すること → さらに思考されるものと、今ここにおいて公然と場を支配する／掟をつくる(*faire la loi*)多数派の人々によって述べられたり聞き入れられるものが適合すること。(p.9)

5-3.多数派の言語を話すこと、そうしないことよりも正義にかなっている(ジュスト)。→ この掟は、礼儀作法なのか、礼儀正しさなのか、最も強い者の掟なのか、民主主義の公平な掟なのかを述べるのは難しい → それが頼みとしているのは正義なのか、法／権利なのかを述べるのは難しい → 私はこの掟と折り合いをつけてそれを受け入れるには、いくつかの条件が要る。→ 私が招待に応じここで話したいという希望の表明、強制を受けていないこと、契約や掟が定める条件とを理解する能力があること → あなたがたの言語を理解する能力が最小限あること。

この前提において、翻訳という(二つの固有言語の間の妥協)問題がある。→ 言語や固有言語をめぐる問いが議論の中心をなすだろう。(p.10-11)

6. 仏語にはなくて英語にはある表現「執行可能性」について (p. 11-13)

6-1. 「法律を執行する (to enforce the law)」 / 「法律または契約の**執行可能性**」には、文字によって**力 (force)**をほのめかす作用があるが、仏語にはない。

6-2. 法／権利とは常に権威づけられた力である → 自分を適用することを自分で正義にかなうようにするか、正義にかなうようにしてもらう力である → **力なくして法／権利はない (カント)** → **適用可能性、執行可能性／力あらしめる可能性**は、法／権利としての正義の概念そのもののなかに、あるいは法／権利になる限りでの正義の概念や法／権利としての掟の概念そのもののなかに本質的なものとして含まれる力である。

6-3. デリダの主張：ある種の正義やさらには掟には次のような可能性を留保すべきである。→ 法／権利を超出したり矛盾するばかりでなく、法／権利とも関係をもたない、あるいはそれと奇妙な関係を保つような正義や掟の可能性。なぜ奇妙かという、それは法／権利を排除することもできれば、それを要求することもできるからである。

6-4. 「**執行可能性**」という語は、自分自身のうちに、ア・プリオリに、自分の概念の分析的構造のなかに、「**執行される／力あらしめる**」可能性 → カント：力によって適用される可能性を含まないような法／権利は存在しない (『法論への序論』) → 執行されない掟 (法律) ならあるが、執行可能性のない掟 (法律) はない。力なき掟 (法律) には適用可能性 = 「**執行可能性／力あらしめる可能性**」もない

(■強制力のない／罰則のない法律はある、努力を命じるだけ)

6-5. 掟 (法律) のこの力は、正義にかなわないと常に判断される暴力とどのようにして区別しうるのか (三通りに問われる)。

1) 一方の側に、正義にかなうことのできる力／正統とは判断しうる力 ← この力は法／権利の行使と実現そのもの、法の本質でもある

2) 他方の側に、正義にかなわないと判断される暴力

3) 正義にかなう力／非暴力的な力とは何か

7. 暴力と独語の固有語について (p. 13-14)

7-1. Gewalt という単語は仏語でも英語でも、たいていは「**暴力 (violence)**」と訳される。

7-2. しかしドイツ人にとっては、Gewalt が暴力であると同時に、正統な権力、正義にかなうようにされた権威、公共的力という意味ももつ。(■法哲学的には、正統とは「**規範または規範発令者への服従の根拠にかかわる概念であるが、それは規範内容の正当性以外の「正しさ」の根拠にかかわるものである。**」)

7-3. 正統な権力の掟 (法律) の力とこの権威を設定したはずの根源的 (orginaire) といわれる暴力とをどのように区別しうるのか。

7-4. 根源的暴力は、最初の瞬間には、合法的とも非合法的とも言えない。正義にかなっているとも正義にかなっていないとも言えない。(■制定暴力／権力)

7-5. walten / gewalt の違い：単純に力とも暴力とも訳せない (ハイデガーのテキストにおいて決定的な役割を果たしている)

8. 脱構築と力 (p. 11-12)

8-1. 脱構築と言われるテキストにおいて頻出する「**力**」、とくに戦略的場所において決定的に持ち出す、その際には常に明示的な留保や警戒も同時についている。

8-2. この警戒は、得体の知れない実体論的なオカルト的＝神秘的な概念からくるリスクであるかもしれない → 暴力的で正義にかなわない、無規則で恣意的な力に権威づけが与えられるというリスクであるかもしれない

8-3. 実体論的／非合理主義的なリスクに対する第一の予防策は、**力の示差的性格**(を想起させること → **示差的力、力の差異としての差異、差延としての力または差延の力**である (差延とは、差異化され延期される＝差異化し延期する力。■今は出現していないが遅れて出現する力。) → あるいはそれらが常に問題とするのは、力と形式との関係、力と意味作用との関係 → さらに、「**行為遂行的**」力、発話のなかの力または発話を通じての力、レトリックによる説得の力、署名による確認だが → 問題にされるのは、最大の力と最大の弱さとが奇妙に入れ替わるあらゆる逆説的状况 → これが歴史の全体

8-4. デリダは力という語に常に違和感を感じていたが、その反面どうしても使わざるをえないと判断することは度々だった。

9. 脱構築と法／権利と掟と正義をめぐる問題系 (p. 17-18)

9-1. 「脱構築主義的」と言われたテキストの大多数は、正義・倫理・政治というテーマを中心に据えていないが、そう見えるだけで外見だけのことである。

ex, レヴィナスおよび「暴力と形而上学」との関係について扱ったテキスト (『エクリチュールと差異』、『弔鐘』、『思弁する —— フロイト』、『掟の門前』、『合衆国独立宣言』、『ネルソン・マンデラの感嘆あるいは反射／反省の法』、二重肯定に関する言説、交換と配分とのかなたにある贈与に関する言説、決断不可能なものや通約不可能なものや計算不可能なものに関する言説、特異性や差異や異質性に関する言説、等々。

9-2. 脱構築的スタイルをとるもろもろの研究が、法／権利と掟と正義をめぐる問題系まで達するのは、正常だし予想のつくことだし、望ましいことである。

9-3. 一つの脱構築的問いかけが、ノモス (■掟・慣習・法) とピュシスとの対立、テシス (■措定・定立) とピュシスの対立を動揺させ複雑化させる。→これは、掟・協力・制度と自然との対立であり、それらのものが条件づけるありとあらゆる対立、例えば実定法と自然法の対立が出てくる (差延とは、この対立的論理をずらすこと)。

9-4. また、次のような価値を動揺させ複雑化させ、それらが数々のパラドックスを含むことを明らかにする。→ あらゆる登録簿に登録された固有 (le propre) のものや所有物 (le propriété) の価値。主体の価値。責任ある主体の価値。法／権利の主体や道徳の主体の価値。法的人格／法人の価値。志向性の価値、等々。それらからでてくる一切のものの価値。→ すみからすみまで、法／権利と正義に関する問いかけであり、法／権利の基礎や道徳の基礎や政治の基礎に関する問いかけである。

9-5. しかし、これらの基礎に関する問いかけは、**基礎づけ主義でも反＝基礎づけ主義でもない**。→ 問いかけるという思考形式の可能性や最終的な必要性を問いに付したり、超出することさえある。→ 問いかけるという形式にはある種の権威 (正統な権威) があり、どこからその形式がわれわれの伝統においてこれほどまでに大きな力を引き出すのかを自問することができるからである。

(■<知識とは、「正当化」された「真」なる「信念」である (Justified True Belief) というのがプラトンに由来する伝統的な定式 (JTB 定式) であるが、「ある信念」(belief) を正当化するための何らかの基礎を認めることができるかという問題を肯定するのが「基礎付け主義」である。> wiki より)

10. 脱構築的「問いかけ」あるいはメタ＝問いかけ (p. 18-20)

10-1. この問いかけは、哲学科や文学科よりも法学部の方を「わが家 (■ at home)」にするだろう。あるいは、神学や建築学科の方を「わが家」にするだろうし、事実そのとおりになることもある。

10-2. 「批判的法学研究」のさまざまな展開は、文学、哲学、法／権利、政治的＝制度的諸問題とが分離しつつ接合する地点 (■境界) に身を置く数々の仕事の展開は、特定の脱構築の見地に立てば最も実り多くかつ必要なものの一つである。(■批判法学「法は政治だ」をスローガンに法理論の「中立性」「客観性」を否定する。cf, マルクス主義)

10-3. アカデミックな言説や同業者のなかにのみならず、都市や世界と呼ばれるもののなかに介入すべきだ。→ 過度にテクノロジー化した産業社会にあって、アカデミックな空間は、これまでもまして、モナダ的／修道院的な閉域ではないし、かつて一度もそうであったことはない。→ それが特に当てはまるのは法学である。(■法学は特に実践的学問でもあるからか?)

11. 批判的法学研究についての3つの点 (p. 20-21)

(1) 結合関係／結合状況が、哲学的なスタイルをとった脱構築あるいは文学理論によって動機づけられた脱構築と、法的＝文学的反省や「批判的法学研究」との間に形成されるのは、避けがたいことである。

(2) この分離しつつ接合する結合関係の展開が、何よりも、またとりたてて北アメリカ的であるという事実は、単に国内的なだけではなく地＝政学的で複雑な理由がある。

(3) 異質的かつ不等であることはなほなだしいもろもろの言説、スタイル、言説の文脈を互いの同類のもとみなしてはならない。→ 「脱構築」という語が、いくつかのケースにおいて、こうした混同をそそのかしたり誘発したりするかもしれない。→ しかし批判的法学研究の数々の仕事は、おのれに固有の歴史、固有の文脈および固有の慣用表現をもっているのだから、脱構築なるものの同類、一例または延長と捉えてはならない。→ 混乱した同質化に不信をもつことが、現段階では第一に至上命令であると私には思われる。

1 2. 正義の問題の語りかた —— 9の論点に加えて (p. 22)

12-1) 脱構築が正義の問題を「送り届け」ていないというのは、外見上のことでしかない。しかし外見について説明すること、「外見を繕う」ことである。ただしこれは、アリストテレスがこの必要性に対して与えた意味において[つまり「現れ(現象)を救う」の意味において]理解しなければならない。

12-2) 脱構築なるものと世上呼ばれているものは、正義の問題を「送り届ける」ことがないように思えるが、実はそれ以外にはやってこなかったその理由と手法を示すことである。

12-3) 「送り届ける」といっても、直接に「送り届ける」ことはできないので、もっぱら斜めから「送り届ける」。斜めからというのは、今この瞬間も同じである。

12-4) 正義について直接語ろうとしたり、正義をテーマや対象にしようとするれば、また「これは正義にかなっている」と言ったり、ましてや「私は正義にかなっている」と言おうとするれば、必ず正義に —— 法／権利に、ではないにせよ —— 即座に背くことになる。(■正義を実体的に語ってはならない。← 否定神学的か? ← デリダはそれを否定しているが)

1 3. 力の行使について (p. 23-26)

13-1. 「法律を執行させる」は、常に次にことを想起させる。→ 正義が必然的に法／権利や掟(法律)でないとする、それが権利として法に基づいて正義になることができるのは、力を握ることによってのみであり、あるいはむしろその最初の瞬間から、その最初の言葉からすでに力に訴えることによるのみである、と。

13-2. 正義の始まりにはすでにロゴス、言語活動／言語があるだろう。→ このことは「初めに力ありき」と矛盾しない。→ 考える必要があるのは、言語そのもののなかで、その本質の秘められた部分の中でなされる力の行使である。→ それは、言語活動が自分自身で自分の絶対的な武装解除(■横すべり?)を行う運動というかたちでなされる力の行使である。(■自己言及的な横滑りか?)

1 4. パスカル『パンセ』のテーゼ: 「正義 力。 —— 正義にかなうものに従うのが正当なこと (ジュスト) であり、最も強いものに従うのは必然である。」 (p. 24)

14-1. 結果・効果が従わねばならない → それは適用、執行／力あらしめねばならない。

14-2. 次に「最も強い」ものに従わねばならない。

14-3. 共通の公理: 義の人と最強の者に従わねばならない、義であることこの上ない人に最強の者と同じように従わねばならない。

14-4. 共通の「従わねばならない」は、一方の場合には「正当」なこと、他方の場合には「必然」のことである。

14-5. すなわち: 正義にかなうものに従うのは正当なことであり[正義の意味での正当なもの(義の人)の概念／理念には、分析的かつア・プリオリに、義の人に<従う>こと、それが執行される／力あらしめられることを含む。→ そう考えることは正当な／正義にかなう —— 当を得ることの意味も含む —— ことである。]、最も強いものに従う(それが執行される／力あらしめられる)のは必然のことである。

14-6. パスカル「力のない正義は無力である」→ 正義が<執行され／力あらしめられ>うる力をもたなければ、正義は正義ではないし、正義は達成されない。無力な正義は、法／権利としての正義ではない。

14-7. パスカル「正義のない力は圧制的である。力のない正義は反対される。なぜなら、悪いやつがいつもいるからである。正義のない力は非難される。したがって、正義と力を一緒に置かねばならない。そのために、正義にかなうものが強いのか、強いものが正義にかなうかにせねばならない」

14-8. この結論部分の「したがって、正義と力を一緒に置かねばならない」の「ねばならない」が、正義によって正当であるものの指示する「ねばならない」であるのか、それとも力によって必然的であるものの指示する「ねばならない」であるのかに決断／結論を下すのはむずかしい。← このためらいは二次的なものだが、より深い「ねばならない」の表面を漂っている。

14-9. なぜなら、正義が正義の資格でなす要求にもとづいて、力への訴えかけがなされるからである。→ 力の必然性は、正義によって正当なもの(義の人)のなかに含まれている。

14-10. このパスカルの命題の後の締め括りは、「このようにして、人は、正義にかなうものを強くできなかったのも、強いものを正義にかなうとしたのである。」

14-11. このパスカルの締め括りは、モンテーニュに影響されたからだ。→ それは、掟であるという理由だけがそれを正義にかなうようにする。(モンテーニュ)

15. 掟の「権威の神秘的基礎」について (p. 26-28)

15-1. パスカル：「[……]ある人は、正義の本質は立法者の権威であると言ひ、他の人は、君主の便宜であると言ひ、また他の人は、現在の慣習であると言ふ。そしてこの最後のものが最も確かである。理性だけに従えば、それ自身正義にかなうというようなものはない。すべてのものは時とともに動揺する。習慣は、それが受け入れられているという、ただそれだけの理由で、公平のすべてを形成する。これがその**権威の神秘的基礎**である。それをその原理までさかのぼらす者は、それを消滅させてしまう。」

15-2. モンテーニュ「エッセー」：「ところで掟が信奉されているのは、それらが正義にかなうからではなくて、それらが掟であるからだ。これが掟の権威の神秘的な基礎で、このほかの基礎はまったくない[……]。掟は正義にかなうからといってこれに従う者は、それ本来の意義をわきまえて正当な仕方
で従っているのではない。」

15-3. モンテーニュは掟＝法／権利を、正義から区別している。人が掟に従うのは、それが正義にかなうらではなく、権威をもつからである。

15-4. 人が掟を信奉すること、これこそが掟の唯一の基礎である。

16. 正統な擬制とは何か (p. 28-29) (■擬制：cf；日本国憲法第一条「天皇は国民の総意に基づいて～」)

16-1. モンテーニュ：「……いやわれわれの法／権利までが、人の言うところによると、**正統な擬制** (■fiction) というものをもっていて、その上に正義／裁判 (ジュステイス) の真実性を基礎づける
ような」。

16-2. 正統な擬制、すなわち正義／裁判を基礎づけるのに必要な擬制というこの**代補物**と、自然の欠乏が呼び寄せる人為的代補物との間の類似である。→ あたかも、自然の法／権利の不在が歴史的または実定的な法／権利という代補物、すなわち一つの犠牲的追加物と呼び寄せるかのようである (■代補とは「補足と代理の両方の意味を持つ」また「**余計で過剰なもの**のことを指す。」)。

16-3. パスカルのパンセは、正義と力を「いっしょに置き」、力を正義の一種の本質的述語とするものであったが、この場合の正義は法／権利のことである。(■「正義は力だ」→「法／権利は力だ」)

16-4. このパンセは、慣習尊重主義的／功利主義的相対主義を越えているし、「**仮装された権力**」という名の掟だと考える古代／近代のニヒリズムも越えているし。ラ・フォンテーヌの描く皮肉家的な道徳：「**強者の理屈が常に最善の理屈である**」(力は正義なり)をも越えている。

16-5. パスカルのなす批判は、その原理の上では、原罪と、それ自身腐敗したある理性による自然のもろもろの腐敗に立ち戻らせる。→「**自然の掟(■自然法)**は疑いなく存在する。しかし、このみごとに腐敗した理性は、すべてを腐敗させてしまった」「われわれの正義も神の前では[消え失せている]」→ これらのパンセによって、ベンヤミン読解の準備を整えることができる。← 第2部へ (■ユダヤ的神的権力／ギリシヤ的神話的権力)

17. 法の起源には無根拠な暴力がある (p. 30-33)

17-1. パスカルのなす批判のいわば機能的な原動力だけを取り出すならば、モンテーニュの場合と同様に、近代のある種の批判哲学の諸前提であり、さらには法的イデオロギー批判の諸前提である。

17-2. 法的イデオロギーとは、社会の支配的諸力の経済的・政治的利害関心を覆い隠すと同時に反映する、法／権利にかかわるさまざまな上部構造を、沈殿した状態から抜け出させることである。

17-3. しかしパスカルの思想は、その原理と原動力を通り越して、もっと内在的なある構造 (■暴力構造)にかかわっている。→ 法的イデオロギーも、決してその構造を無視してはならない。

17-4. 法／権利を創出し、基礎づけ、正義にかなうようにする瞬間には、**行為遂行の力**が含まれている。→ 行為遂行の力は常に、**解釈する力**であり、**信奉する**ように訴えかけることである。← このことの意味は、**法／権利は力や権力や暴力とより内的な**でより複雑な関係を保つということ。法／権力は力に奉仕するものであり、支配的権力の従順で隷属的な、その外 (■力や権力や暴力)にある道具という意味ではない。

17-5. 正義を基礎づけまた創出するというまさにその瞬間は、一つの**決断**によって歴史の均質な織物を引き裂く瞬間である。

17-6. 法／権利を基礎づけ創出し、正義にかなうようにする作用、つまり掟をつくる／場を支配する (faire la loi) ことになる作用を成立させるのは、**実力行使**、つまり**行為遂行的でありそれゆえ解釈する暴力**であろう。この暴力そのものは、正義にかなっているともとも正義にかなっていないとも言えな

い。

17-7.いかなる正義をもってしても、いかなる法／権利があらかじめあってもかつ前もって基礎づけをなしていようと、また既存のいかなる基礎づけ作用をもってしても、定義からして（■定義以外に根拠がない）、その暴力に保証を与えることはできないし、かといって抗弁したり、妥当でないとして否定することもできない。正義にかなうようにする言説はどれもみな、創出的言語活動の行為遂行性やその支配的な解釈との関係で、メタ言語の役割をやりこなすことはできないし、やりこなすべきでもない。

（■法／権利はその創出（出現）そのものうちに、その成立の構造そのものうちに、みずから正当化できない暴力を抱えている。）

17-8.この言説はここで自分の限界に突き当たる。→ この言説それ自体の限界、この言説の行為遂行的権力そのものなかにある限界 → それをここでは神秘的なものと呼ぶことにしたらどうか → そのためにはその構造を少しずらして一般化すればよい。

17-9.ここにあるのは、基礎づけをなす現実的行為の暴力構造のつくる壁で囲い込まれた沈黙である。この沈黙は言語活動の外側にあるものではない。← モンテーニュやパスカルが権威の神秘的基礎と呼ぶものを私はこのような意味で解釈したい。

（■本書『法の力』の副題は「権威の神秘的基礎(mystique de l'autorité)」であった！）

17-10.「神秘的」という語の用法を、ヴィトゲンシュタイン的とあえて呼ぶ方向へと引き込みたい。

（■『論理哲学論考』6-44「世界があるということの神秘」、しかしこの場合は言語活動の内側にあつて語り得ない沈黙か？ 「ヴィトゲンシュタイン」はドイツ語読み、現在は「ウィトゲンシュタイン」の英語読みが主流）

17-11.権威の起源、掟を基礎づける作用または掟の基礎になるもの、掟を定立する作用、の最後の拠り所となるのは、定義によって自分自身しかないのであるから、これら自体は基礎をもたない暴力である。→ それら自体は、「非合法」／「正統でない」の意味で正義にかなっていないということの意味しない。それらが基礎づけをなす瞬間には、合法的でも非合法的でもない。基礎づけ主義／反基礎づけ主義かの対立を越えている。→ ある法／権利を基礎づけるもろもろの行為遂行の成功は、それに先立つ諸条件・諸規則・諸協約の起源と考えられるものにおいて、この同じ「神秘的」限界（■境界）が現れるであろう。

18. 法／権利は本質的に脱構築可能であり、脱構築は正義である。(p. 33-37)

18.1 「[……]法／権利は本質的に脱構築可能である。法／権利が基礎づけされているから、つまり解釈し変革することの可能なさまざまなテキスト層をもとにして構築されているからという理由で（これが法／権利の歴史というものである。すなわちそれは、可能性と必然性をもって法／権利を変革する作用であり、またときには改修する作用である）。

18-2.さもなければ、議論していただきたいパラドックスは次の通りである。法／権利の最後の基礎が定義によって基礎づけられていないという理由で、法／権利が脱構築が可能であるということは、不幸なことではない。

18-3.すなわち、法／権利としての正義の、この構築可能な構造こそが、脱構築の可能性の保証者にもなっている。

18-4.正義はそれ自体はというと、もしもそのようなものが存在するならば、法／権利の外または法／権利のなかにあり、そのために脱構築しえない。脱構築自体そのものについても、もしもそのようなものが現実に存在するならば、これと同じく脱構築しえない。脱構築は正義である。

（■高橋哲哉によれば、「脱構築は正義である」(La déconstruction est la justice)の「である」は、けっして現前的に「存在する」ことのありえないものを存在動詞の直説法三人称現在形で語っているが、この言明は、もともと存在論の言語では語り得ないものを「ア・プリオリに不適切」ないし「偽」になる代償を払いつつ、あえて存在論の言語で語ったもの。）

18-5.法／権利（当然私は、それを一貫した形で正義から区別しようとする）が、協約と自然との対立をはみ出したある意味において構築可能であるというこの理由で、またその限りにおいて、法／権利が脱構築を可能にするのだ。

18-6.ここに三つの命題がでてくる。

(1) 法／権利(例えば)の脱構築可能性は脱構築を可能にする。

(2) 正義の脱構築不可能性もまた脱構築を可能にし、さらに脱構築と混じり合う(■脱構築不可能な正義があることによって、逆に脱構築可能性を担保し、さらには混じり合う)。

(3) 結論。脱構築が起こるのは、正義の脱構築不可能性と法／権利の脱構築可能性とを分かち両者の

間隙においてである。

★カードーズ・ロー・レビュー版[仏英対訳版]高橋哲哉・訳によると

(1)法の、合法の、正統性の、あるいは正統化(例えば)の脱構築可能性が、脱構築を可能にする。

(2)正義の脱構築不可能性もまた、脱構築を可能にする。それどころか、それは脱構築と見分けがつかない(se confond)。[* se confond : 混じり合う]

(3)帰結。脱構築は、正義の脱構築不可能性と、法や正統化する権威あるいは正統化される権威の脱構築可能性とを分かつ間隙に生起する。

18-7.脱構築は、不可能なものの経験として可能である。→ 正義は現実存在しないけれども、また現前している/現にそこにあるわけでもない——いまだ現前していない、またこれまで一度も現前したことがない——けれども、それでもやはり正義は存在する(il y a)という場合において、脱構築は可能である。

18-8.正義という未知数Xに置き換えたり、翻訳したり、規定することのできる場合にすべて、次にように言うことができるはずである。→ 脱構築が、不可能なものとして可能であるのは、(脱構築不可能な)Xが存在する(il y X)の限りにおいて(その場合において)であり、したがって(脱構築不可能なもの)が存在する限りにおいて(その場合において)であると、と。

18-9.言い換えると、脱構築の可能性としての正義。脱構築の行使の可能性としての、法/権利または掟の構造。または、脱構築の行使の可能性としての、法/権利=権威づけの構造。こう言ってもまだわりやくだらうと私は思う。

19. 正義とアポリアの経験(p. 37-39)

19-1.脱構築と正義の可能性というタイトルが秘めている無限の問題を英語で「送り届け」なければならない——これは義務である。

19-2.無限のとは、問題数が無限であり、問題の歴史が無限であり、問題の構造が無限である、ということ。これらの問題が無限であるのはなぜかという、それ自体がそうだからであり、すなわちそれらがアポリアの経験そのものを断固求めるからである。このアポリアは、先ほど神秘的と呼んだものと無関係ではない。

19-3.アポリアの経験を断固求めると言うことで、すでに十分に錯綜した二つの事柄を意味しうる。

(1)経験とは、その名が指し示すように、横断である。→ 経験は目的地へと続く通路を発見する。→ 経験は自分の通路を発見する → 経験は可能である。← ところがこの意味では、アポリアに満ちた経験=通路を残さないものの経験はありえない。→ アポリア、それは道=なしである。← この観点から言えば、正義とは、われわれが経験しえないものの経験である。

(2)アポリアの経験なしには正義はない。→ 正義とは不可能なものの経験である。→ アポリアの経験でない構造をもつ正義を求める場合、それは正義への正当な訴えかけである見込みはまったくない。

19-4.法/権利は正義ではない。法/権利とは計算の作用する場であり、法/権利がいくらかでもあることは正義にかなっている。けれども正義とは、それを計算することの不可能なものである。正義は、計算不可能なものについて計算するよう要求する。そしてアポリアを含んだ経験とは正義の経験である。

19-5.正義の経験とはつまり、正義にかなうものかそれとも正義にかなわないものかの決断に規則が何の保証を与えることのできないさまざまな瞬間における避けて通れない、けれどもとてもありそうにない経験である。

20. 正義と固有言語の問題系(p. 39-45)

20-1.だから私は、あなたがたに私を送り、そして数々の問題を「送り届け」ねばならない。私は簡潔かつ外国語でそれを行わねばならない。

20-2.まずはこの言説の第一の名宛人と想定されているあなたがたの方へ、しかし同時にまた、前期問題に決断を下すのに最もふさわしい場所の方へ、ただまっすぐに赴かねばならない。

20-3.しかし宛先を取り違えてはならない。ところで、宛先というものは常に特異なものである。一つの宛先は常に特異なものであり、固有言語であるが、これに対して正義はというと、それは法/権利としては、一つの規則、規範/普遍的な至上命令に備わる一般性を常に前提するように思われる。

20-4.正義にもとづく現実的行為は常に、特異性、つまり取り替えのきかないさまざまな個人・グループ、現実存在、あるいは他者/他者としての自己、唯一無比の状況のもとで関係せねばならない。これを一般的形式しかもたらざるをえない、正義としての規則・規範・価値・至上命令とどうやって調和させることができるだろうか。この一般性が、そのたびごとに特異な適用の仕方を指示するにせ

よ、一般的であることに変わりはない。

(■法／権利のもとでの一般性による特異性の宙づり。正義は特異性と関係せねばならない！)

20-4.他者の言語で他者に自分を送り届けることは、私の考えでは、およそ正義が可能であるための条件(■特異性の尊重)であるが、しかし同時にそれは、完全に厳密な仕方では不可能であると思われる。(なぜなら、私が他者に言葉を話すことができるのは、言外に第三者の掟に従って私がそれをわがものし、同化吸収する限りにおいてのみであるからだ。)そればかりかそれは、法／権利としての正義による拒絶にあうにさえなるだろう。なぜなら法／権利としての正義は、一つの普遍的要素、すなわち固有言語の一面または特異性を宙吊りにする第三者への訴え、を含むように思われるからだ。

20-5.私が英語で誰かある人に私を送り届けるとき、それは常に私にとって一つの**試練**となる。だから私は、あなたがたに私を送り届け、そして数々の問題を「送り届け」ねばならない。

20-6.言語問題における苦悩をかきたてるほどの深刻さ、正義への問いや正義の可能性への問いと結びついていることを私にわからせるいくつかの指摘をまず最初に行う。

20-7.«裁判をなす／正義を返してやる(*rendre la justice*)»にあたって、自分の法／権利を理解しておらず、そればかりか、掟(法律)を書き記すときや判決を言い渡すときなどに使われる言語さえも理解していない人を裁くことは、正義にかなっていない。→不正義による暴力(■移民裁判のことを想定)→言語による不正義、他のすべての不正義が前提とする不正義の犠牲者である他者が、一つの言語全般の能力をもち、語る動物としての人間であるということである。←批判:「われわれ人間が、われわれ肉食で犠牲を捧げる能力のある成人男性の白人ヨーロッパ人を〈言わんとした〉」ある時代があった。それほど昔のことではないし、まだ終わりを迎えていないのだ。(■肉食ヨーロッパ成人白人男根主義か?)

2 1. 肉食の供犠について(P. 44-45)

21-1.人類のなかには、主体として承認されず、この動物としての取り扱いを受ける数多くの「主体／隷従者(*Sujets*)」が存在したし、今もなお存在する。→これこそが未完の歴史である。

21-2.動物と、したがって単に生きているだけのものと漠然と呼ばれているものは、掟(法律)や法／権利の主体ではない。正義にかなうもの(義の人)と正義にかなわないもの(不義の人)との対立は、それにとって何の意味もない。→動物裁判や動物一般の権利についての言説は、アルカイズムか、われわれの文化の構成要素ではないまだ周辺的な現象であるのだ。

21-3.われわれの文化においては、**肉食の供犠が基本的支配的**であり、最高度の産業テクノロジーにもとづいて規制されている。→動物を使った生物実験 ←これは、近代性の死活にかかわるほどに重要なもの。

21-4.**肉食の供犠は、主体性の構造の本質をなす**。つまり、志向的主体(■現象学的志向か?)の基礎の本質をなしている →少なくとも法／権利の基礎の本質をなしている。→掟と法／権利との違い、正義と法／権利との違い、正義と掟との違いを押し進めようとしても、その先にはいつも**深淵(■17-9の沈黙か?)**が口を空けて待ち構えているので、私は今はそれに近づかない。

21-5.われわれの文化や法／権利の基礎にある肉食の供犠と、象徴的であるものもないものも含めたすべての食人との間にある親近性の問題にも私は近づかない。この食人こそが、授乳・愛・喪のなかにある**相互主観性の構造**をなす。

21-6.動物と呼んでいるものに対する不正義、暴力、不敬について語りたいと思うのであれば、私は脱構築の名において、**肉食＝男根ロゴス主義**に関する一連の問いの総体を、この問いを加える。→西欧において正義にかなうもの(義の人)と正義にかなわないもの(不義の人)との思想を支配する**形而上学＝人間中心的公理系**の全体を検討し直す必要がある。(■人間中心主義批判)

2 2. 脱構築と責任／応答可能性(P. 45-49) (■他者を無視することも応答だが、応答可能性とは他者に応答しないことができないということ)

23-1.人間的主体(特にそれにならっており、そのパラダイムになっているのは成人の男性)を正義にかなうもの(義の人)と正義にかなわないもの(不義の人)との尺度として定着させるもろもろの分割を脱構築するからと言って、それが人を不正義に向かわせるとは限らないし、正義にかなうものと正義にかなわないものとの対立解消へと向かわせるとも限らない。→たぶんそれは、正義に対してさらなる正義を求める飽くなき要求の名において、人を次のことへ向かわせるであろう。→一つの歴史や一つの文化が。自己のもつ基準論を踏み越えさせないようにしてきたさまざまな境界線の装置全体を再解釈することである。

23-2.世に脱構築と呼ばれているものは、正義への倫理的＝政治的＝法的問いを前にして、また正義

にかなうものと正義にかなわないものとの対立を前にして、ニヒリズム同然の棄権するというところに相当するということになるが、そんなことはまったくない。私が以下のように図式化する二重の運動に相当する。

(1) 記憶を前にして限界のない責任／応答可能性(responsabilité)の**感覚**。→ 限界がない → 必然的に過剰であり計算不可能。→ 正義という名で、一つならざる言語のなかでわれわれに**遺贈**されたものについて言えば、ある歴史的で解釈するのに適した記憶の使命が、**脱構築の中心**にある。→ それは文献学的＝語源学的使命あるいは歴史家の使命であるばかりでなく、ある遺産を前にしての責任／応答可能性でもある。→ その遺産は同時に、一つの至上命令からなる遺産または一束の禁止命令からなる遺産である。→ 脱構築は、この正義に対する／による、無限の要求によってすでに担保されており、また逆にそれ(■正義)によって担保にとられている。→ この要求こそが、「**神秘的**」という様相(■「**神的暴力**」に通底か?)をとりうるのである。→ 正義に返すべき最初の正義とは、正義の言い分を聞くこと、正義がどこからやって来て、われわれに何を要求するのかを理解しようとすることである。→ このとき正義がやってきて要求をなすのは、**特異なもろもろの固有語**を通じてであることを心得ていなければならない。→ この正義は、普遍性をもつと主張するにもかかわらず、またそう主張するがゆえにこそ、常にさまざまな特異性へと、**他者の特異性**へと自分を送り届けるのだ。→ この点で一切譲らないこと、正義をとり巻くわれわれの概念的・理念的・規範的装置の起源、基礎、および限界についての問いかけを絶えず喚起しつづけること、これは厳密な脱構築の視点でみれば、正義への関心を相殺することでは決してないし、不正義に無感覚になることでも決してない。→ それどころか要求の額を誇張的なまでに競り上げることである。→ それはある種の本質的な**不均衡への敏感さ**である。→ この敏感さは、自分自信のなかに**過剰性と適合不能**を書き込むことになる。→ これに促されて、正義のある種の継承された規定を**独断論的に固守する曇りない良心**のなかに潜む理論的限界、具体的不正義までもが、最も強く感知しうるさまざまなかたちで暴き出される。

(2) この記憶を前にしての責任／応答可能性は、われわれの行動、理論的・実践的・倫理=政治的な決断の正義と当を得ること(■正当性)とを規制する責任の概念そのものを前にしての責任／応答可能性である。→ この責任の概念は、それに関連する諸概念のネットワーク(所有、志向性、意志、自由、意識、自己意識、主体、自我、人格、共同体、決断、等々)と不可分。→ このネットワークをなす諸概念を脱構築することは無責任に見えるかもしれないが、逆にそう見えるまさしくその瞬間に脱構築が訴えかけているのは、**上乘せされた責任**なのである。→ しかしある公理への信奉が脱構築によって宙吊りにされる瞬間のなかにあって、人は常に次のように考えるかも知れない。→ もはや正義がそのものが動く余地もなければ、正義に関する理論的関心が動く余地もない、と。→ これこそが**宙吊りの瞬間、エポケーの時間であり、この時間なしには脱構築はありえない**。← この瞬間とその可能性は責任／応答可能性を果たさんとするときにはいつも構造的に現前するのでなければならない。← そうでないとその責任／応答可能性は、独断論の眠りに落ちてしまだろうし、自分が自分であることを否認することになるだろう。→ この瞬間は自分自身を越えてあふれ出る。そのためにそれは、いっそう苦悩をかきたてるものになる。→ **苦悩をかきたてるこの宙吊りの瞬間**はまた、法的＝政治的な変革やさらには**革命が起こる空白の間**を開く。→ この瞬間を動機づけし、おのれの運動と躍動(それ自体は宙吊りにすることできない躍動)とを発見させることができるのは、**正義の上乗せ要求／代補要求**のみである。→ したがって不適合の経験や計算不可能な不均衡の経験のみである。→ 脱構築におのれの力や運動や動機づけを発見させるのは、この常に満たされることのない訴えかけにおいてほかにない。→ この訴えかけは、正義や正義の可能性と名づけられるものがもつ、さまざまな規定の上をいく訴えかけなのである。

2.4. レヴィナスの正義 (p. 49-54)

24-1. (前章の)の不均衡(■不正義)を解釈する必要がある。私が、脱構築以上に正義にかなうものはない(■「脱構築は正義である」)と言うとしたら、脱構築批判者や脱構築者に驚きやショックを与えることになるのは承知している。だから私はいくつかの回り道をして予防線を張ることにする。

24-2. 国家による再編成を受ける少数国民／少数民族に一つの言語を強制すること(■フランスの事例など紹介)。

24-3. 言語問題はなお深刻であり、今後も長く深刻であり続けるだろう。それが深刻化するのはいま以上に、政治への問いと、教育への問いと、法／権利への問いとを分かちことのできない場所においてである。

24-3. 歴史的記憶による回り道はやめて、アポリアにかかわる形式的・抽象的言明の方へ向かうことにしよう。→ 法／権利と正義の間にはある脱構築は、これらアポリアのなかに自分に特権的な非定

住の状態を見出すのである。

24-4.脱構築は二つのスタイルによって実行されるが、脱構築がその一方を用いるときには、もう一方もそれにつながり合わせて用いることがほとんどである。

①論証的・非＝歴史的な方法によって、論理的＝形式的パラドックスに立ち向かう。(■哲学的テキスト)

②歴史的／想起的で、テキスト読解、綿密な解釈、系譜学によって進行する。(■文学的テキスト)
以下、この二つの作業に順々に取り組む。

24-5.デリダが法／権利と区別する正義の概念を、レヴィナスの正義の概念に近づけてみたい。→ そうする理由は、一つには(正義の)無限性とまた一つは他なる人との**他律的な関係＝他なる人の顔との関係**のためである(■他者との対面に先立つ自己も自己性も存在しないこと)。→ この顔は私に、命令する(■汝殺すなかれ) → したがって私はそれ(■正義)の無限性をテーマとして立てることができず → 私はその人質なのである(■無条件の歓待のテーマにつながる)。

24-6.レヴィナス『全体性と無限』のなかで、「[……]他なる人との関係 —— すなわち正義」→ この正義を「まっすぐに顔を迎入れること」と定義する。このまっすぐであることを法／権利に帰着させることはできないし、「宛先(adresse)」や「方向づけ(direction)」に帰着させることもできないが、二つの価値は無関係ではない。→ それらがある特定の歪んでいないことを相手にもちつづける共通の関係があるからだ。

24-7.レヴィナスは、「ユダヤ的人間主義」と呼ぶものをもとにして一つの無限の法／権利について語る。→ 「ユダヤ的人間主義」の基礎は、「人間の概念」ではなく**他なる人**である。「他なる人の法／権利の広がり」は、「実際の面では無限な一つの法／権利」の広がりである。→ 公平とはこの場合には、平等、計算ではじき出された比例関係、公平な分配、配分的正義のことではなくて、**絶対的な非対称**のことである。← レヴィナスの正義の観念は、**聖者性**の訳語に相当するヘブライ語表現にちかい。(■高橋哲哉「レヴィナスでは、特異な他者との関係は正義よりもむしろ「論理」として考えられ。正義は第三者との関係を考慮する計算、理性、法＝権利に対応させられる傾向が強い」)

24-8.一方では法／権利は、あくまでも正義の名において自分を押し及ぼすのだと主張するし、他方では正義としても、実行に移さねばならない何らかの法／権利のなかに身を落ち着かせねばならない。この法／権利は力によって実行(構成、適用)に移されねばならない。→ つまりそれは「執行され／力あらしめられ」ねばならない。脱構築は、常に両者の間にあり、両者の間を行き来する。以下、アポリアの例を挙げよう。

25. 第一のアポリア —— 規制のエポケー(p. 54-58)

25-1.公理として：正義にかなっている／かなっていない、あるいは正義を行使する／冒瀆する、ためには私は自由であらねばならないし、私の行為、私の行動、私の思考、私の決断について責任／応答可能でなければならない。(■自由と責任の関係)

25-2.自由のない存在について、また少なくともある種の現実的行為において自由でない存在について、そのなす決断が正義にかなっている／かなっていないなどとは言わない。

25-3.義の人のこの自由／決断は、決断として認知されるためには、何らかの掟また指示＝規則に従わねばならない。← この意味で決断は自律的であるまさにそのなか(掟に従うも従わないも自由／自分に掟を与えるも与えないも自由)にあって、例えば公平に基づく現実的行為として、計算可能なものまたはプログラムとして組むことができる次元のうちにあるのでなければならない。

25-4.しかし、この現実的行為とは単に、ある規則の適用、あるプログラムの展開、ある計算を行うことであれば、その現実的行為は、合法的か権利／法にかなっていると言われる。→ メタファー的には正義にかなっていると言われる。

25-5.しかし、その決断は正義にかなった決断ではない。その理由はごく単純で、このケースでは決断がなかったからである。

25-6.正義にかなうものためには、[裁判官のなす創始的判断事例を挙げて]ある決断が正義にかなうものでありかつ責任ある／応答可能なものであるためには、その決断はそれ**固有の瞬間**において —— このような瞬間があるとして —— **規制されながらも同時に規制なしにあるのでなければならないし、掟を維持するけれども同時にそれを破壊したり宙吊りにする必要がある**。あるいは、掟の原理を再確認したうえで、自由にそれにまったく新しい確証を与えるというかたちで、掟を再発明せねばならなくなるほどに、掟を破壊したり宙吊りにする必要がある。→ 決断はそれぞれに異なっており、それぞれに絶対に唯一無比の解釈を要求する。→ 少なくとも規則が解釈を揺らぐことのないような仕方
で保証するならば、そのときには裁判官は計算する機械である。← これはしばしば起こる。判断／

判決の反復可能性を必ずもっており、それに応えるための仕組みや技術が生まれる。

25-7.ある裁判官には計算化が起こっており、また別の裁判官は自分の決断を宙吊りにしたり決断不可能なものによって足止めされたり、さらには一切の規則や原理の枠をはずれてその場しのぎをする場合がある。← これは正義にかなっていない。

25-8.現状の決断は、純粋に正義にかなっているとは言えない。ある誰かについて彼は義の人であるとは言うことはできない。ましてや「私は正義にかなっている」と言うことはできない。← 「正義にかなう」の代わりに、合法的／正統と言うことはできるし、法／権利や規約／協約にかなうということはある。

25-9.法／権利にかなうというときの法／権利を基礎づける起源は、正義の問題を先延ばしするだけである。というのも、この法／権利の基礎または創出作用において、これと同じ正義の問題が定立され、暴力をもって解消されたであろうからだ。→ それは(■暴力)、埋められ、隠蔽され、抑圧されたのである。→ 最も適切なパラダイムはここでは、国民国家を基礎づける作用である。あるいは法治国家とを設定する**国家構成／憲法の創出行為(■憲法制定権力／暴力)**である。

26. 第二のアポリア —— 決断不能なものにとり憑かれること (p. 58-66)

26-1.正義が、自分を押し及ぼすためには、正義が返されるためには、正義が効力をもつようになり、法／権利という形式で自己規定をなすためには、決着をつける決断が必ずなければならない。→ その決断が、例えば刑罰制裁(公平に関係なく)のなかにあるのではなく、比例的正義／配分的正義の次元のなかにあるのでもない。

26-2.正義の決断は、発起することのなかに始まるし、権利問題／原理問題として考えてそのなかで始まらねばならないはずのものである。→ その発起することが結局は、認識すること、読むこと、理解すること、規則を解釈することを生み出し、さらには計算することさえ生み出すのである。計算しようとする決断は計算可能なものの次元にはあるのではないし、そのような次元にあるべきでもないからである。(■決断は計算可能な次元を越えている！)

26-3.決断不可能というテーマは、脱構築と結びつけて考えられることが多い。→ 決断不能なものとは、二つの作用の間で揺れ動くこと、あるいは二つの相矛盾しかつ十分に規定された規則が同じように至上命令的であるところから、この両規則の間で揺れ動くこと(ex.普遍的な法／権利や公平に尊敬を捧げながら、同時に包摂することの不可能な事例のもつ常に異質的で唯一無比の特異性にも敬意を払うこと)、であるばかりではない。→ 決断不可能であるのは、二つの間で揺れ動くこと／緊張関係が起こることばかりではない。決断不可能であるのは、次の経験である。→ 計算可能なものや規則の次元になじまず、それとは異質でありながらも、法／権利や規則を考慮に入れながら不可能な決断へとおのれを没頭させねばならないもの(義務)の経験である。→ 決断不能なものの試練を経ることのない決断は、自由な決断ではない。そのような決断は合法的であるだろうが、正義にかなっていない。→ 決断不能なものによって宙吊りされる瞬間も、そのときにも決断は正義にかなっていない。→ なぜなら決断のみが正義にかなっているからである。

26-4.主体は決して何も決断しえない。主体とは、決断が周縁的な偶然の出来事としてしかそれに到来することのできないところのものでさえある。この偶然の出来事が本質としての同一性と、実体としての〈自己への現前〉という、主体を主体たらしめる二つのものを損なうことはないのである。(■主体たらしめる二つのものを損なうほどに試練を受けてないから、決断しているとは言えないということか?) ← こうした言い方ができるのは、次のような条件があってこそである。→ まずここでの主体という語を、少なくともまったく恣意的に選択したのではないということ。次に、われわれの文化のなかで実際に、「主体」であろうとすれば常に必要とされることにもとづいて話をしているのだということ。

26-5.決断不能なものによる試練がひとたび過ぎ去ってしまうと(過ぎ去ることが可能であればの話だが、[……]決断不能であることの記憶のなかに、ある生き生きとした痕跡が保持されていなくてはならず、その痕跡こそが、決断に決然とした特徴をいつまでもしるしているのである)、決断は再び規則に先導されている。

26-6.決断不能なものによる試練とは、およそ決断の名に値する決断であるならば、必ず通らなければならないにもかかわらず、通り過ぎて過去のものにしてしまったり通り越して先へ進んだりすることの決してないできないものである。この試練は、決断するなかで乗り越えられるかまたは止揚される一つの契機ではない。

26-7.あらゆる決断は、すなわちあらゆる決断という出来事は、自らのうちに、決断不能なものを少なくとも幽霊(ファントム)として、しかしながら自らの本質をなす幽霊として受け入れ、住まわせ

ている。決定不可能なものの幽霊的性質は現にそこにあることを保障(■保護?)するものをことごとく、内部に巣くって脱構築する。→ 現にそこにあることを保障するものは、確実性/基準論であり、それらによって決断の正義を保障(■保護?)されるのだが、決断の正義とは、決断という出来事そのものである。← しかし、決断そのものが起こったのだと請け合うことが果たして誰にできるのだろうか。ex,一つの原因・計算・規則に先導されてはいないか、規則を適用するかしないかを自由に決断する、知覚することができないほどのわずかの宙吊り作業さえないと、請け合うことができるのか。

26-8.この第二のアポリアはすでに次にことを裏づける。→ 現前する正義には規定をなすだけの確実性が備わっていると推定をことごとく覆す脱構築があるとすると、この脱構築そのものは、ある「無限の理念」にもとづいて作用する。それが「無限」であるのは、それ以外のものに還元することができないからであり → それ以外のものに還元することができないのは、それを(契約以前に)他者に負っているからである。(■レヴィナス的)

26-9.なぜなら、正義の理念は、やって来たからである。他者が、常に他なるものである特異性としてやって来ることである。どんな懐疑論にも打ち破られることなく、この「正義の理念」は、その肯定的な性格において、破壊しえないものだと思う。→ 肯定的な性格とは、交換することなく贈与せよと要求することである。交換を伴わない贈与とは、循環を発生させることのない贈与、承認を伴わない贈与、経済的な円環を構成することのない贈与、計算や規則によらない贈与、理性を欠いた贈与、理論的合理性(統制・制御の意味)を欠いた贈与である。← そこにある種の狂気が認められ、それを告発することさえできる。そして(たぶん)この狂気と並んで別の種類の神秘主義も。

26-10.脱構築は、まさしくこの狂気に狂う。正義を求めんとする欲望に狂わんばかりとなる。この正義は法/権利はではない。それは、法/権利や法/権利の歴史のなかに、あるいは政治の歴史や歴史そのものなかに動く脱構築の運動そのものである。→ この運動は「脱構築主義」というレッテルをつけられた言説として日の目を見る以前に、すでに動いているのである。

27-11.デリダとしては、この「正義の理念」をカントと的意味での統制的理念の一つ、何らかのメシア的約束を構成する内容の一つにあたる軽々しく考えるには抵抗がある(形式といわず内容と言ったのは、どんな約束にもおよそメシア的形式・メシア性が必ず含まれるから)。あるいは、これらと同じタイプに属する別のもろもろの地平にあたることを考えることにも抵抗がある。

27-12.私は、この地平というタイプについて話す。このタイプには、外見的に十分に似通っていないが競争する。それは自分が絶対的特権と特異性をもつと常に主張することである。競争が行われる歴史的な場所とは特異なものであることから(私が漠然とであれ投げ所に行っている場所である)、われわれはタイプそのものを垣間みることができる。→ タイプそのものを例証するすべてのものの起源、条件、可能性または約束としてそれを垣間みることができる。→ ex,ユダヤ教タイプ、キリスト教タイプ、イスラム教タイプのメシア主義、メシア主義的なさまざまな特定の形象、カント的な意味での理念、新ヘーゲル主義タイプ、マルクス主義的タイプの終末論=目的論、等々。

27-13.この場所のおかげで、他のものに還元しえない競争の掟を知覚したり、その概念を形成することができるが、それをなすときわれわれは、ある崖っぷちに立っている。その崖っぷちでわれわれは目眩に襲われるのではないかと怯えるのだが、怯えはじめるのはわれわれには範例しか見えなくなり、自分はもはや競争に参加していないと感じる者がわれわれのなかに出てくるそのときである。→ 「競争に参加して/世の中の動きに合わせて」いないことによるリスクである。しかし走路の内にありながら「競争に参加し」ない以上は、スタートラインから動かずいることは許されないし、傍観者でいることも許されない。→ それどころか、それとは正反対のこと、走路の内にありながら「競争に参加」しないということは、「競争に参加するとき以上の馬力と速さで「走り回せる/無駄足を踏ませる(fair courir)」等のものであり、それが例えば脱構築なのである。

28. 第三のアポリア —— 知識の地平を遮断する切迫性(p. 66-76)

28-1.カント的な統制理念やメシアの到来をはじめとするすべての地平に対して、少なくともそれらを解釈する慣習化したやり方に対して、私がここで留保付きの慎重な態度をとり続ける理由の一つは、それらがまさしく地平であることにある。地平とは、そのギリシア語名が示すように、開けること同時に開けることの限界である。→ この限界によって、無限の進歩だとか待ち望むといった概念が定義される。

28-2.ところが、正義は、現にそこにあらしめる/現前させることがまだどんなに不可能であろうとも、待つてはくれない。それは、待つということをしてはならないものである。→ 正義にかなう決断は、即座にその場で、できるだけすばやくなすことを常に要求される。→ 切迫されせき立てられることを伴う有限な一つの瞬間のまま常にとどまる必要がある。決断の瞬間とは、このような

理論的でないし歴史的知識の帰結または効果、すなわち編成や熟慮の帰結または効果であってはならない。→ なぜなら決断は、認識するために法的＝倫理的＝政治的事象について熟慮するという、決断に先立つと同時に決断に先立たねばならない行為が中断したことを、常にはっきり知らしめるからである。→ **決断の瞬間はある種の狂気である、とキェルケゴールは言う。**(■『おそれとおののき』)これが特に当てはまるのは、正義にかなう決断の瞬間である。→ なぜ狂気かという、このような決断は行き過ぎなまでに積極的に行為することであると同時に、何もせず受け入れることであるからだ。正義にかなう決断は、受動的な何ものか、さらに無意識的な何ものかを抱えつづける。→ **決断する者が自由であるためには、自分自身の決断のお及ぼす作用に身を任せるほかはないように。そしてまた、まるで自分自身の決断が、他者から自分のもとへやって来るかのように。**→ 他律のもたらすさまざまな帰結を考えると恐ろしいかもしれないが、しかしそれが必然的に課せられることを認めないで言いつくろっていくならば、それは正義にかなわぬことであろう。

28-3.決断というのは構造上、有限であるだろう。すなわち、**切迫されせき立てられたうえに、無知と無規則という闇のなかを進まねばならない決断である。**→ この闇とは、規則や知識がないことによる闇ではなく、規則を再創出することからくる闇である。規則を再創出する以前は、定義によって(■定義以外に根拠がない)、どんな知識もないし決断を保証するもの自体がまったくないからである。

28-4. **行為遂行と事実確認**という、重みのある鮮明な区別を信用するのであれば、せき立てられることによる切迫性は取り去ることができないということ、無反省や無意識はもともと取り去ることのできないものだという、これらのことを、正義や法／権利にかかわる行為としての「言語行為」や行為一般の行為遂行的構造をもとにして考えなければならないであろう。→ このときこのような行為遂行性が何かを創出する効力をもつこともあれば、すでにあるさまざまな協約を前提した派生的なものであることもあるけれども、それはかまわない。→ そもそも日常的な行為遂行は、すでにある何らかの協約を前提とすることによって有効なものになるのである。

28-5.事実確認の方はどうか → それが正当でありうるのは、当を得ることの意味においてであり、決して正義の意味においてではない。→ しかし、行為遂行が正義の意味で正当でありうるためには、さまざまな協約を、したがって他のさまざまな行為遂行を基礎にするほかないのであるから、それは常に自分のなかに何か突出的な暴力を抱えている。← 行為遂行は、理論的な合理性の求めるさまざまな要求にはもや応答しないし、一度も応答したことがないし、応答する力をもったことも一度もない。→ そもそも事実確認的言明というものは、それそのものが暗黙の前提になっている行為遂行的構造の上に成り立っているので、理論的＝事実確認的な言明の真理性の次元(それが当を得ているかどうかが問題となる次元)は、その前提として常に、**行為遂行的言明の正義の次元、すなわち行為遂行的言明の本質であるせき立てられること、をもつのである。**← このことは、すべての領域における理論的＝事実確認的言明について当てはまるが、法／権利の理論の領域においてはとりわけ当てはまる)。

28-6.せき立てられることによって、われわれは対称性(■対称的關係性)を必ずある程度損なわざるをえないし、暴力性をいくらか帯びざるをえない。← cf; レヴィナスの命題「真理は正義を前提にする」

28-7.これまでの話の締め括りとして:「正義、それだけが真実である」← それを真実と呼んでよいとすればだが、真実の地位問題に影響を与える。→ 真理とは「行わ」ねばならぬものと聖アウグスティヌスが想起させているまさしくその真理の地位が問題となる。

28-8.行為遂行性があふれ出また解釈の手に負えないはずのことを常にしてしまうからこそ、つまりせき立てられるということが正義の構造であるからこそ、**正義は待ち望むという地平とは無縁である**(統制を待ち望むであれ、メシアを待ち望むのであれ)。

28-9.正義にはたぶん何らかの**未来(avenir)**——これからやって来るということ——があるのだ。← **将来(futur)**と厳密に区別する必要がある。将来には、開かれた部分がなくなっている。→ 開かれた部分とは、他者(これからやって来るものだ)がやって来ることであり、**他者がやってくることなしには正義はないのである。**正義は、これからやって来るという状態のままにある。つまりそれは、これからやって来るをもち、これからやって来るということである。→ それはこれから否応なくやって来るさまざまな出来事からなる次元そのものを開いて見せてくれる。→ たぶん、まさしくこの理由によって正義は、単なる法的または政治的な一概念に留まるのでない限り、未来において、法／権利や政治を変革したり改造したり基礎づけ直したりするための道を切り開く。← 将来とは、将来の現在として、現在を修正した形式によってよって自分に知らしめ、あるいは自分を現前させる。

28-10.「たぶん」と常に言う必要があるのは、**たぶん正義のためである。**→ 正義のための未来が何かしら存在するし、また何かしらの正義が存在するのは、ある程度の出来事が可能である限りでのみ

ことだ。→ ある程度の出来事とは、計算を超出し、規則やプログラムや予測等々をことごとく超出するような、出来事と言うにふさわしい出来事(■ happening の感じか?)である。

28-11.正義とは、絶対的な他性の経験である以上、現にそこにあらしめる／現前させることのできないものだが、しかしそれは出来事が出現する好機であり、また歴史なるものの条件である。← 社会的歴史、イデオロギー的歴史、政治的歴史、法的歴史、その他の歴史という言葉によって自分が語ろうとするものが何かを知っている人々にとっては、判別できない歴史と映る。

28-12.このように正義が法／権利や計算を超出すること、現にそこにあらしめることができないものが規定可能なものの外にあふれ出すことをもって、**法的＝政治的闘争を差し控えるためのアリバイとすることはできないし、そうすべきでもない**。← **計算不可能な贈与的正義の理念は、それだけを働かせてみた場合には、悪しきもの、最も悪しきものに見えるのが常である**。← このような正義の理念は、この上なく狡智に長けた計算に固有のものとして把握し直すことが常に可能だからだ。← この可能性が、先に述べた狂気の一部をなす。← このリスクへの絶対的保険はの一つとして：常に損なわれる正義への訴えかけのなかの開いた傷口に何かを詰め込むか、それを縫合することぐらいである。

28-13.しかし、**計算不可能な正義は計算するように命令する（なぜなら「法／権利や政治のレベルと一切のかかわりを拒否するならば、最も倒錯した計算が支配する最悪の事態も抱きかねない」**)。この計算はまず。正義と関連づけられるもの、倫理的領野、政治的領野、心理的＝社会学的領野、哲学的領野、文学的領野、等々で行わねばならない。→ 計算せねばならない、すなわち**計算可能なものと計算不可能なものとの関係を取引をもつて妥結させねばならない**。それも、われわれが今「投げ出され」ているその場所でも、われわれが今自分を見出しているその場所でも発明し直すに及ばない、というような規則などない状態で、妥結させねばならない。→ それだけでは済まない。道徳・政治・法／権利として判別可能なゾーンのかなたまで、国内的のものとの区別、公的なものと私的なものとの区別、等々のかなたまで押し及ばせねばならない。→ このねばならないという命令は、正義に固有のものとして、また法／権利に固有のものとして付属するわけでもない。

28-14.この命令が二つの空間のうち的一方に付属するのは、そこからはみ出してもう一方の空間に達するためでしかない。← **これが意味するところは：二つの命令は、異質であることにより分離しえないもの**になっており、時事問題として見ても権利問題として見ても分離しえないのである。→ 政治化が一步進むたびに、われわれには責務が負わされる。その責務によってわれわれは前もって計算によって立てられていたような、あるいは前もって境界を定められていたような、法／権利のもろもろの基礎事項そのものを考え直し、解釈し直さねばならないのだ。ex,フランス人権宣言、奴隷制度廃止。今後の進行を続けていかねばならないすべての解放闘争。→ **解放を掲げる古典的理想ほど、すたれずにいるものはほかにないと、私には思われる**。

28-15.地＝政学の大きなものさしによって今日判別できる、法＝政治化されたもろもろのテリトリーを越えたところに、自己利益優先で行われる横流しと臨検のすべてを越えたところに、これらと別物であるさまざまゾーンが絶えず開かねばならない。→ ただしこれらのゾーンも最初は、付随的ゾーンまたは周縁ゾーンのように見えるかもしれないが、この周縁的が意味するのは、ある種の暴力、さらにある種のテロリズムやそれ以外のさまざまな形態の人質取りの力が働いているということである。→ これに関する身近な例を探し出すためには、次の法律にあたってみるのがよいであろう。→ さまざま言語の教育と使用に関する法律、教会法の合法化に関する法律、科学研究の軍事的利用に関する法律、中絶に関する法律、安楽死に関する法律[……]、等々。そして最後に、当然そこに加えるべきものとして、動物的生命と呼ばれるものの取り扱いに関する法律、いわゆる動物性をめぐるとてもなく大きな問いに関する法律(■ デリダ晩年の動物に関する考察：『動物を追う、ゆえに私は〈動物〉である』、『獣と主権者 1・2』)。この最後の問題については、私がかつて取り組むベンヤミンのテキストから明らかになることがある。もっとも、この点に関する彼のもろもろの命題は、はっきりしないままであったり、伝統にそったままのものであったりすることも多いけれど。